

## 第1章 総則

## 第1条(目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。また、同時に宮原中学校区において、義務教育9年間の見通しをもった生徒指導の機能を生かしていくためのものであり、子どもたちが望ましい生活の仕方を身に付け、充実した生活を送るという観点から必要な事項を定めるものでもある。生徒指導上の諸問題が生じた場合は、次のような生徒指導の基準を定め、職員が同じ指導や対応していくこととし、本規程を定める。

## 第2章 学校生活に関すること

## 第2条(登下校など)

- (1) 登校は、通学路を通り午前7時40分～8時の間に登校し、午前8時15分までに教室内に着席しておく。
- (2) 欠席・遅刻・早退の場合は、8時までに保護者が学校に連絡する。
- (3) 連絡のない遅刻が3回以上続く場合は、保護者と話し合いをする。
- (4) 欠席が3日以上続く場合は、保護者と話し合いをする。
- (5) 帰りの会終了後は速やかに下校する。
- (6) 放課後学校に遊びに来た際は午後4時30分までに学校を出る。
- (7) 安全のために、防犯ブザー又は、笛を携帯する。

## 第3条(服装)

- (1) 学習活動に適した服装を原則とする。
  - ・登下校の際は学校帽をかぶる。
  - ・学校にいる間は、名札を左胸につける。安全確保のため名札は外してから下校する。
  - ・肩や襟ぐりが極端に開いたもの、背中等の空いたもの、穴の空いたデザインの服は着用しない。
  - ・冬季のマフラーや手袋、ネックウォーマー、レッグウォーマー等は登下校時のみの使用とする。
- (2) 体操服は白長袖、白半袖のシャツ、ハーフパンツ、赤白帽とする。体育館使用時には、体育館シューズを使用する。体育時はタイツを着用しない。冬季は運動用の上着や長ズボンを着用可。
- (3) 靴は運動しやすいものとする。ハイカットの靴・厚底の靴ははかない。校舎内では、上履きを使用する。
- (4) 水着は、スクール水着または競泳用水着とし、水泳帽を着用する。水泳帽には、額部分に大きく名前を記入する。水泳帽の色は学年カラーとする。

## 第4条(頭髪等)

- (1) 頭髪は、学習や運動に適した髪型や長さとする。
- (2) 頭髪を染めたり、パーマをかけたりしない。
- (3) 一部分を極端に伸ばしたり切ったりする髪型にはしない。
- (4) 前髪は目にかからないようにする。髪を肩よりも長く伸ばす場合は、ゴムで結ぶ。ゴムやピンの色は派手でない色とし、シュシュやカチューシャ等、飾りはしない。

## 第5条(持ち物)

※ 原則、学習に必要なもの以外は持ち込まない。

- (1) 必要のないものを持ち込んだ場合は、学校が一時的に預かり、指導後、保護者に返すか、了解を得て処分をする。(学習に不要なもの…遊具、携帯電話、お菓子、アクセサリ、お金等)
- (2) ランドセルにキーホルダー等つけない。(防犯ブザー、神社・寺院の「お守り」は可)

- (3) 全ての学用品、持ち物には名前を書く。
- (4) 忘れ物をして、登校したら家に取りに帰らない。
- (5) 携帯電話の持ち込みは禁止とする。

※ 特別な事情がある場合には、保護者は許可申請を行う。協議の上、学校が認めた場合のみ許可する。その場合、携帯電話は登校時に職員室に預け、下校時に取りに来る。

※但し、第2章に関して、事情がある場合は個別に相談に応じる。

### 第3章 校外の生活に関すること

#### 第6条(外出)

- (1) 子どもだけで校区外に出ない。
- (2) 3月～10月は、5時には家に帰る。  
11月～2月は、4時半には家に帰る。
- (3) カラオケ、ゲームセンター、映画館、ボーリング場、川や海等には、必ず保護者同伴で行く。
- (4) 用事がないのに店に出入りしない。店の物に勝手に触らない。用事をすませたら早く帰る。
- (5) 危ない場所(駐車場・鉄塔・池・山・海・空き家等)に行かない。
- (6) よその家の敷地に入らない。
- (7) 公園の使い方がある公園では、使い方をよく読みルールに従って遊ぶ。
- (8) エアガン・火遊び等、危険な遊びはや他の人に迷惑をかける遊びは絶対にしない。
- (9) 友人とお金の貸し借り等しない。また、必要のないお金を持ち歩かない。
- (10) メディアは時間等を家族と約束を決めてから使用する。また、ライン等のSNSは、マナーやルールを守るようにする。
- (11) 地域の方に声をかけられたときには、ていねいに受け答えをする。注意を受けたときには素直に聞き、保護者や学校に報告する。

#### 第7条(交通安全)

- (1) 2年生以下は、道路で自転車に乗らない。(公園等での練習は、保護者同伴なら可)3年生以上も、坂道やバス道路では自転車に乗ってはいけない。自転車はきちんと整備して、安全な場所で乗る。ヘルメットの着用を推奨する。
- (2) 交通ルールを守る。特に自転車の2人乗り、信号無視はしない。自転車の左側通行を守り、並列走行など他人の迷惑になることはしない。
- (3) 歩くときは、右側通行を守り、正しく横断歩道を渡る。
- (4) 道路や駐車場でローラースケートやスケートボード・キックボード等に乗らない。

### 第4章 特別な指導に関すること

#### 第8条(問題行動への特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、問題行動を起こした児童に対し、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

問題行動対応一覧（自立に向けて）

	指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容と方法
一般的な指導の段階	1	ルールやマナー違反A 生徒指導規定に対する違反 (すぐに直せる違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②口答注意を行い、直させる。 ↓ 事案が継続する場合</li> <li>③個別指導 (担任、学年主任、生徒指導・保健安全部) ↓ さらに継続する場合</li> <li>④保護者と連携を図り、指導を行う。 (来校要請等を含む。)</li> <li>↓</li> <li>⑤指導に従わない場合、指導段階2に移行する。</li> </ul>
	2	ルールやマナー違反B (指導にある程度の期間を要する重大な違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭髮違反(パーマ、変形等)</li> <li>・上記1の指導無視</li> </ul>
特別な指導の段階	3	いじめに関すること (レベル2未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②別室指導(説諭、反省文)</li> <li>③保護者連携(家庭訪問等)</li> <li>④謝罪</li> </ul>
		いじめと認知される行為 (レベル2以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②別室指導(説諭、反省文)</li> <li>③保護者連携(家庭訪問等)</li> <li>④保護者来校要請</li> <li>⑤謝罪</li> </ul>
4	触法行為A (法規・法令違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙</li> <li>・飲酒</li> <li>・家出</li> <li>・道路交通法違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②別室指導(説諭、反省文等)</li> <li>③保護者来校要請</li> <li>↓</li> <li>④必要に応じて警察と連携</li> </ul>
	触法行為B (犯罪行為)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万引</li> <li>・窃盗</li> <li>・金品強要</li> <li>・暴力行為(児童間暴力、対教師暴力、器物損壊)</li> <li>・遺失物横領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②別室指導(説諭、反省文等)</li> <li>③保護者来校要請</li> <li>④警察と連携</li> </ul>
5	重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪や行為、学校全体の秩序が脅かされ、児童が安心して登校できない状況をつくる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認(可能な限り)</li> <li>②警察、関係機関と連携</li> <li>③教育委員会と連携</li> </ul>

※ この表は宮原中学校生徒指導規程に準ずる。

特別な指導は、よりよい学校生活が送れるように、学校体制として取り組み、発達段階考慮して行う。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導内容などを児童や保護者に伝え、その了解のもとに行うものとする。必要に応じて、家庭訪問または学校で保護者との話し合いを持ち、連携を図る。
- (2) 特別な指導では、事実確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行い、展望がもてるようにする。
- (3) 指導は、原則として相談室等の別室で複数の教職員で行い、記録を残す。
- (4) 法令、法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・子ども家庭センターなど関係諸機関と連携をとる。
- (5) 特別な指導に関する反省期間のめやすとしては1日～3日間とする。
- (6) 問題行動の程度や繰り返しなどにより、指導・観察期間を変更する。

第10条(周知)

児童に対しては、この規程をふまえて「学校生活のきまり」などを用い、指導を行う。保護者に対しては、PTA総会、懇談会、学校だより、ホームページなどを活用して周知を図る。

附則 この規程は、平成29年9月1日  
平成30年4月1日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正  
令和2年4月1日 一部改正  
令和3年4月1日 一部改正  
令和4年4月1日 一部改正  
令和5年4月1日 一部改正  
令和6年4月1日 一部改正し施行する。